

「第3次茨木市こども読書活動推進計画改定版」について

1 計画改定の趣旨

本市では、平成13年12月に公布された「子どもの読書活動の推進に関する法律」の規定に基づき、国が策定する「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」および大阪府が策定する「子ども読書活動推進する計画」を踏まえて、平成17年（2005年）3月に「茨木市子ども読書活動推進計画」を策定しました。その後、平成27年（2015年）3月に「第2次茨木市子ども読書活動推進計画」を、令和2年（2020年）3月に「第3次茨木市子ども読書計画」（以下「第3次計画」）を策定し、家庭・地域・学校等と図書館との連携強化を図り、こどもが読書に親しむための機会の提供や様々な読書環境の整備に取り組んでまいりました。

近年、インターネットやスマートフォン、SNSなどが普及し、学校でのGIGAスクール構想の導入によりインターネットの利用がこどもたちの日常に欠かせないものになるなど、こどもを取り巻く社会環境が急激に変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大が、こどもたちの読書環境に影響をあたえたほか、家庭環境や生活環境の変化、価値観が多様化するなかで、こどもの読書離れが指摘されています。さらにこどもの発達段階に応じた読書環境の整備や外国にルーツをもつこどもに対する支援も重要視されています。

こうした状況の中で、家庭・地域・保育所（園）・幼稚園・認定こども園・学校・図書館等が連携し、こどもが発達段階に応じた読書習慣を身につけることができるよう、引き続き、社会全体でこどもの読書活動を推進する必要があります。

2 改定の目的

国は令和5年に、大阪府は令和3年に新たな読書計画を策定しており、第3次計画の趣旨はこれら計画の趣旨と合致しています。また第3次計画基本方針の2本柱「子どもの読書機会・環境の充実と読書活動の啓発」「関係機関の連携と人材の育成」は変わるものでなく、その中で十分な成果が上がっていない部分やデジタル化などの社会情勢の変化に対応できていない点の強化が必要であると考えています。

そのため、「第3次茨木市子ども読書活動推進計画」の成果と課題を検証するとともに、令和4年度にとりまとめた「子ども読書活動に関するアンケート」も踏まえながら、第3次計画の取組の中から重点的に取組む項目を定め、さらなる計画の推進を図るため、第3次計画の改定を行います。

3 計画改定の推進体制

茨木市子ども読書活動推進計画策定委員会で、計画の検討を行い、庁議や教育委員会、図書館協議会で意見を聴取し策定します。

4 国・大阪府・茨木市の動向

年 月	国	大阪府	茨木市
平成 12 年	「子ども読書年」		
平成 13 年 12 月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布・施行		
平成 14 年 8 月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定		
平成 15 年 1 月		「大阪府子どもの読書活動推進計画」策定	
平成 17 年 3 月			「茨木市子ども読書活動推進計画」策定
平成 17 年 7 月	「文字・活字文化振興法」成立		
平成 18 年 12 月	「教育基本法」改正		
平成 19 年 6 月	「学校教育法」改正		
平成 20 年 3 月	「第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定		
平成 22 年 4 月			「茨木市子ども読書活動推進計画事業報告書」作成
平成 23 年 3 月		「第 2 次大阪府子どもの読書活動推進計画」策定	
平成 25 年 5 月	「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定		
平成 26 年 7 月	「学校図書館法」改正		
平成 27 年 3 月			「第 2 次茨木市子ども読書活動推進計画」策定
平成 28 年 3 月		「第 3 次大阪府子どもの読書活動推進計画」策定	
平成 30 年 4 月	「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」策定		
令和元年 6 月	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」成立		
令和 2 年 3 月			「第 3 次茨木市子ども読書活動推進計画」策定
令和 2 年 7 月	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」策定		
令和 3 年 3 月		「第 4 次大阪府子どもの読書活動推進計画」策定	
令和 5 年 3 月	「第五次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」策定		

国

【基本方針】

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する

①不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーションの充実

不読率が高い状態の続く高校生：探求的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書活動の策定等

②多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備

③デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等のDXを進める

④子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる

大阪府

【基本方針】

発達段階や生活の場に応じて、全ての子どもが読書への興味・関心を高め、必要な知識を得るとともに、自ら楽しみながら読書活動を行うことができる環境整備をするために、大阪全体で取り組みます。

① 発達段階の特徴に沿った読書活動推進

② 読書活動ができていない（読書のために時間を割かない・興味を持てないような本がない・本を読むことが面倒）子どもへの読書環境整備

5 改定のスケジュール

7月18日	第1回策定委員会開催
7月中旬～8月上旬	各課へのヒアリング
10月	第2回策定委員会で素案検討
11月	第3回策定委員会で素案決定
12月	庁議で素案報告 庁内意見募集

1月	パブリックコメントの実施
2月～3月	第4回策定委員会でパブコメの報告、内容検討 庁議、教育委員会、図書館協議会で報告 策定・公表